

○宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例

平成17年4月1日

条例第98号

注 令和6年6月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭、父子家庭及び遺児に係る医療費の一部を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって、別表第1に該当する者をいう。
- (2) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子で、児童を監護する者をいう。
- (3) 父子家庭の父 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子で、児童を監護する者をいう。
- (4) 遺児 別表第2に該当する児童をいう。
- (5) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (6) 母子家庭の児童 母子家庭の母に監護される児童をいう。
- (7) 父子家庭の児童 父子家庭の父に監護される児童をいう。
- (8) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないときに限る。）をいう。
- (9) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。
- (10) 低所得者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定

によって課する所得割を除く。) が課されていない者 (市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。) であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年 (医療保険各法の給付が行われた月が 1 月から 6 月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。) 中の公的年金等の収入金額 (所得税法 (昭和40年法律第33号) 第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。) 及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額 (地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額 (所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額 (租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額) から10万円を控除して得た額 (当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。) によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。) をいい、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。) の合計額が80万9千円以下である者をいう。

(令 6 条例32・令 7 条例34・一部改正)

(支給する医療費の範囲)

第3条 市長は、市内に住所を有する母子家庭の母及びその母に看護される児童、父子家庭の父及びその父に看護される児童並びに遺児 (以下「母子家庭等」という。) の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給 (家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。) が行われた場合において、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者に対し被保険者等負担額に相当する額から次の各号により算定した額を一部負担金として控除した額を母子家庭等医療費として支給する。ただし、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る母子家庭等医療費については、被保険者等負担額に相当する額とする。

- (1) 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき800円 (低所得者である場合には、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。
- (2) 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額 (保険医療機関等で連続して3か月を超えて入院した場合にあっては、当該3か月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円 (低所得者である場合には、1,600円) を限度とする。
- (3) 第1号及び第2号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができ

ない。

(4) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、第1号及び第2号の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

(5) 第1号及び第2号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

(所得による支給制限)

第4条 母子家庭等医療費は、次に該当する場合には支給しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(1) 母子家庭の母及び父子家庭の父に対する支給については、その者の前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち児童扶養手当の一部が支給停止となる額以上（低所得者である場合には、児童扶養手当の全部が支給停止となる額以上）であるとき。ただし、母子家庭の母及び父子家庭の父が当該遺児の生計を維持できないものである場合は、その者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の前年の所得による。

(2) 母子家庭の児童、父子家庭の児童及び遺児に対する支給については、その者の母子家庭の母、父子家庭の父、養育者（養育者がいない場合は当該遺児）及び生計維持者の前年の所得が、児童扶養手当の全額が支給停止となる額以上であるとき。

(申請)

第5条 母子家庭等医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により母子家庭等医療費の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。

(支給方法の特例)

第6条 母子家庭等が規則で定める手続に従い、兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、母子家庭等医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者（母子家庭の母、父子家庭の父、養育者）が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、当該医療を受けた者に対し、母子家庭等医療費の支給があったものとみなす。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、母子家庭等が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度に

おいて、母子家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した母子家庭等医療費の全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

(医療費の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により母子家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第9条 母子家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の山崎町母子家庭等医療費助成条例（平成4年山崎町条例第28号）、一宮町母子家庭等医療費助成条例（昭和54年一宮町条例第12号）、波賀町母子家庭等医療費助成条例（昭和54年波賀町条例第2号）又は千種町母子家庭等医療費助成条例（平成4年千種町条例第10号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた医療費の助成に関する処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に合併前の条例の規定により決定された医療費の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成17年7月1日条例第223号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成17年6月30日以前に生じた事由については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月13日条例第37号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた医療の助成に関する第2条の改正規定については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月26日条例第46号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月14日条例第15号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月6日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る母子家庭等医療費の支給については、改正後の宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月10日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る母子家庭等医療費の支給については、改正後の宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月12日条例第33号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る母子家庭等医療費の支給については、改正後の宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月18日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成30年8月31日以前に行われた医療に係る医療費の支給については、改正後の宍粟市福祉

医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月11日条例第9号）

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和2年6月19日条例第19号）

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和6年6月28日条例第32号）

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和6年12月20日条例第39号）

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和7年6月20日条例第34号）

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- 1 高等学校及び特別支援学校に在学中の者
- 2 高等専門学校に在学し第3学年の課程を終了するまでの者
- 3 専修学校の高等課程に在学中の者（ただし、高等学校卒業者は除く。）
- 4 外国人学校に在学中の者

別表第2（第2条関係）

（令6条例39・一部改正）

- 1 両親と死別した児童
- 2 両親の生死が明らかでない児童
- 3 両親から遺棄されている児童
- 4 両親が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている児童
- 5 両親が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童

